

第11号議案

京都府教職員互助組合に関する規則の一部改正について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

平成31年3月11日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

臨時的任用職員の任用期間が変更されたことに伴い、公立学校共済組合の加入資格を新たに得た場合に一般社団法人京都府教職員互助組合に加入できるようにするため、京都府教職員互助組合に関する規則（昭和26年京都府教育委員会規則第2号）について、所要の改正を行うものである。

京都府教職員互助組合に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の理由

臨時的任用職員の任用期間が変更されたことに伴い、公立学校共済組合の加入資格を新たに得た場合に一般社団法人京都府教職員互助組合（以下「互助組合」という。）に加入できるようにするため、京都府教職員互助組合に関する規則（昭和26年京都府教育委員会規則第2号）について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

互助組合の構成員から除外されている「臨時的に任用された者」について、公立学校共済組合に加入している者はその構成員となることができるようにする。（第2条関係）

3 施行期日

平成31年4月1日

京都府教職員互助組合に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

京都府教育委員会規則第 号

京都府教職員互助組合に関する規則の一部を改正する規則

京都府教職員互助組合に関する規則（昭和26年京都府教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「者」を「者（公立学校共済組合京都支部に加入している者を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

京都府教職員互助組合に関する規則（昭和26年京都府教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>京都府教職員互助組合に関する規則</p> <p>第1条 本府公立学校教職員等は、互助共済及び福利増進のため、京都府教職員互助組合（以下「組合」という。）を組織することができる。</p> <p>第2条 前条の規定により設立される組合は、次に掲げる者以外の者で構成するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された者</p> <p>(2) 常時勤務に服しない者</p> <p>第3条 組合は、組合員及びその扶養家族の福利、厚生及び医療に関する資金の貸付給付を行うほか、第1条の目的を達成するため、次の施設を運営することができる。</p> <p>(1) 健康診断並びに疾病及び負傷の予防治療に関する施設</p> <p>(2) 保養に関する施設</p> <p>(3) 物資の購入又は頒布に関する施設</p> <p>(4) そのほか福利増進に関する施設</p> <p>第4条 前条に規定する円滑な運営を図るため、京都府教育委員会（以下、「委員会」という。）は、毎年度予算の範囲内で組合員の掛金総額の3倍以内の額を補助する。</p> <p>第5条 委員会は、事業報告書、決算報告書及び予算書の提出を求めることができる。</p> <p>第6条 委員会は、必要があるときは、組合の業務に関する報告を求めることができる。</p>	<p>京都府教職員互助組合に関する規則</p> <p>第1条 本府公立学校教職員等は、互助共済及び福利増進のため、京都府教職員互助組合（以下「組合」という。）を組織することができる。</p> <p>第2条 前条の規定により設立される組合は、次に掲げる者以外の者で構成するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された者（公立学校共済組合京都支部に加入している者を除く。）</p> <p>(2) 常時勤務に服しない者</p> <p>第3条 組合は、組合員及びその扶養家族の福利、厚生及び医療に関する資金の貸付給付を行うほか、第1条の目的を達成するため、次の施設を運営することができる。</p> <p>(1) 健康診断並びに疾病及び負傷の予防治療に関する施設</p> <p>(2) 保養に関する施設</p> <p>(3) 物資の購入又は頒布に関する施設</p> <p>(4) そのほか福利増進に関する施設</p> <p>第4条 前条に規定する円滑な運営を図るため、京都府教育委員会（以下、「委員会」という。）は、毎年度予算の範囲内で組合員の掛金総額の3倍以内の額を補助する。</p> <p>第5条 委員会は、事業報告書、決算報告書及び予算書の提出を求めることができる。</p> <p>第6条 委員会は、必要があるときは、組合の業務に関する報告を求めることができる。</p>	<p>京都府教職員互助組合への加入については、定款により、公立学校共済組合の組合員であることが要件となっている。</p> <p>平成31年度4月1日以降、平成30年度から引き続き任用職が12月を超えた臨時的任用職員は公立学校共済組合に加入することとなるため所要の改正を行うもの。</p>

空白の1日を解消します！

～ 臨時的任用職員の任用期間の変更 ～

平成30年度に任用する臨時的任用職員について、任用期間を下記のとおり、変更することとしたので、その概要をお知らせします。

記

1 変更内容

臨時的任用職員の任用にあたって、新たな任期と前の任期の間に設けていた空白の1日（3月31日）を解消するよう取扱いを変更する。

	任用する期間	
	1年目	2年目
現 行	当初：4月1日 ～ 9月30日 更新：10月1日 ～ 3月30日	当初：4月1日 ～ 9月30日 更新：10月1日 ～ 3月30日
変更後	当初：4月1日 ～ 9月30日 更新：10月1日 ～ <u>3月31日</u>	当初：4月1日 ～ 9月30日 更新：10月1日 ～ <u>3月31日</u>

2 変更理由

地方公務員法の改正に伴う総務省通知が発出されたことを契機に臨時的任用職員の処遇改善を図る観点から変更する。

3 対象者

臨時的任用職員（講師、実習助手、寄宿舍指導員、事務職員等）

4 変更の効果

- (1) 3月31日分の給与支給
- (2) 6月期期末・勤勉手当の期間通算による支給増
- (3) 退職手当の期間通算

5 変更時期

平成30年4月1日

問い合わせ先	教職員企画課長 安達 正哉（電話）075-414-5787
	教職員人事課長 村山 和久（電話）075-414-5799

一般社団法人 京都府教職員互助組合 定款 (一部)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人京都府教職員互助組合と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、職員の共済制度に関する条例（昭和29年京都府条例第2号）及び京都府教職員互助組合に関する規則（昭和26年京都府教育委員会規則第2号、以下「府規則」という。）にもとづき組合員の相互共済による給付事業及び福祉事業を行い、もって組合員並びにその家族の生活の安定と福祉の増進を図り、本府教育文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 給付事業

ア 短期給付事業〔地方公務員等共済組合法第53条（昭和37年法律152号）に掲げる短期給付に類する事業〕 組合員の傷病、死亡、退職、災害及び被扶養者の傷病、死亡に対する給付

イ その他の給付事業・補助事業

(2) 福祉厚生事業

ア 組合員の生活資金の立替及び貸付

イ 組合員の需要する物資等の斡旋及び保険に関する団体取扱い

ウ 組合員の慰安、娯楽、その他厚生に関する事業

エ 労働金庫の利用

(3) 組合員の退職後の給付・福祉厚生に関する事業

(4) 本府教育文化及び地域文化の振興に関する事業

(5) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 組合員

(組合員の資格及び加入)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、組合員となることができる。

(1) 公立学校共済組合京都支部に加入する組合員である教職員

(2) 京都府から給与を受ける公立学校教職員及び教育関係職員

(3) 京都市から給与を受ける公立学校教職員及び教育関係職員

(4) この法人の常勤の役職員

(5) その他、前各号に準ずるものとして理事会において認められたもの

2 組合員になろうとする者は、加入申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(組合員の権利及び義務)

第6条 組合員は次の権利を有する。

(1) 組合員の給付、立替及び貸付を受ける権利

(2) この組合の施設を利用する権利

(3) 第15条に定める代議員となる権利及び代議員を選出する権利

(4) その他、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に定める社員と同等の次に掲げる権利

ア 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

イ 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

ウ 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

エ 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

オ 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書の閲覧等）

カ 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

■ 関係法令

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 常時勤務に服することを要する地方公務員（（～中略～）及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。）をいう。

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）

（職員）

第二条 常時勤務に服することを要する地方公務員以外の地方公務員で法第二条第一項第一号の規定により職員に含まれるものは、次に掲げる者とする。

- 五 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

○ 地方公務員等共済組合法運用方針（昭三七・一〇・三 自治甲公一〇）

第二条関係

施行令第二条第五号

- 一 第二条第五号に規定する「常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者」は、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が、十二月を超えるに至つた者とする。

○職員の共済制度に関する条例

昭和29年3月22日

京都府条例第2号

職員の共済制度に関する条例をここに公布する。

職員の共済制度に関する条例

第1条 職員は、この条例の定めるところにより相互共済及び福利増進を目的とする共済団体（以下「団体」という。）を組織することができる。

第2条 この条例で「職員」とは、次に掲げるものをいう。ただし、常時勤務に服しない者を除く。

- (1) 府から給与を受ける者
- (2) 前号のほか知事が指定する者
(平12条例2・一部改正)

第3条 団体は、職員の福利厚生、医療等に関する慶弔金又は見舞金の贈与、資金の貸付及び施設の経営等の共済事業を行う。

第4条 団体の経費は、職員の掛金及び府の補助金で運営する。

第5条 団体の業務は、知事又は教育委員会が監督する。

第6条 知事又は教育委員会は職員をして団体の業務に従事させることができる。

第7条 この条例に規定するものの外団体の組織、運営その他必要な事項は、知事及び教育委員会が協議してそれぞれ定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第2号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。